

# 患者様各位

2013年10月1日に施行された消費税転嫁対策特別措置法に基づき、2014年4月1日よりHP・プライスリスト・院内表示・お渡しさせて頂いておりますお見積書等におきまして、表示価格を外税表示としてご対応させていただきます。

現在の料金体系は内税扱いとして実質消費税は頂いておりませんでした。今後の消費税の引き上げに対し、当院でも料金体系の見直しが必要となってきました。

患者様には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力の程宜しくお願い申し上げます。

